

「紺綬褒章」受章のお知らせ

～企業版ふるさと納税を活用した寄附に対して～

パチンコホールを中心に総合エンターテインメント事業を展開する株式会社マルハン（本社：京都・東京：以下マルハン）は、企業版ふるさと納税制度を活用した2千万円の寄附を行ったことにより、紺綬褒章を受章したことをお知らせいたします。受章に伴って、3月30日（木）小田原市役所にて紺綬褒章伝達式が行われ、小田原市の守屋輝彦市長よりマルハン東日本カンパニー社長 韓 裕に褒状が伝達されました。



小田原市 守屋 輝彦 市長（写真右）と 東日本カンパニー社長 韓 裕（写真左）

マルハン東日本カンパニーでは、昨年マルハン小田原店をオープンしたことを契機に小田原市とのリレーション強化、地域活動への参画の1つとして小田原市へ寄附を実施いたしました。

伝達式では、小田原市 守屋輝彦市長より寄附に対し感謝のお言葉を頂戴しました。また、式に出席した当社東日本カンパニー社長 韓 裕が『この度は褒章を賜り誠にありがとうございます。今回の寄付は若者を主体とした「公民共創プロジェクト研究@おだわらイノベーションラボ」プロジェクトにご活用いただきました。同プロジェクトで発表された事業構想実現、また「世界が憧れるまち“小田原”」の実現を心より祈念いたします。』と受章に対する感謝の意を述べました。

当社は良き企業市民として社会への責務を果たすべく、自らが社会を構成する一員であることを意識しています。当社の店舗をご利用にならない方にも「マルハンがあって良かった」と思っていただけのように、今後とも、企業、従業員ともに、地域社会との「共感・信頼」、社会の持つさまざまな問題に真摯に取り組み、「良き企業市民」として様々な社会貢献活動に努めてまいります。

■企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減される制度です。

■「小田原市」企業版ふるさと納税サイト

https://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/tihouseisei/kigyoban_furusato.html

【会社概要】

社名： 株式会社マルハン
本社所在地： 【東日本カンパニー】
〒100-6228 東京都千代田区丸の内 1-11-1PCP 丸の内 28 階
【北日本カンパニー】
〒100-6228 東京都千代田区丸の内 1-11-1PCP 丸の内 28 階
【西日本カンパニー】
〒602-0822 京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町 231 番地
【金融カンパニー】
〒100-6228 東京都千代田区丸の内 1-11-1PCP 丸の内 31 階
【グループユニット】
〒100-6228 東京都千代田区丸の内 1-11-1PCP 丸の内 31 階
創業： 1957年5月
資本金： 100億円
売上高： 1兆2,709億円（2022年3月期）
従業員： 10,570名（2022年3月期）
事業内容： パチンコ、ボウリング、アミューズメント、シネマなどレジャーに関する業務の経営、ビルメンテナンス事業、飲食事業、ゴルフ事業、海外金融事業なども経営（グループ含む）

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社マルハン 広報担当 高城（たかぎ）・大森

TEL：03-5221-7986 FAX：03-5221-7171

E-mail：toiawase2@maruhan.co.jp